



もの

## 1-7 物を なくしたとき

### (1) パスポートを なくしたとき

パスポートを なくしたとき 警察で「遺失届出証明書」(遺失届)を もらってください。それから、あなたの国の大使館や領事館へ 行ってください。大使館や領事館が あなたのパスポートを もう一度 作ります(再発行)。そのとき、遺失届の 番号が 必要です。遺失届の 番号を 忘れないで ください。

### (2) 在留カードや 特別永住者証明書を なくしたとき

在留カードや 特別永住者証明書を なくしたときは、すぐに 警察か 交番へ 行って ください。

それから、在留カードを なくした人は 住んでいるところの 入国管理局へ 行って ください。

特別永住者証明書を なくした人は 住んでいるところの 市役所や 区役所へ 行って ください。

なくした日から 14日より前に 行って ください。

※在留カードや 特別永住者証明書が こわれたときも 同じです。(A [新しい在留制度5-1](#) を みて ください。)

### (3) キャッシュカードを なくした とき

キャッシュカードを なくしたときは 警察で「遺失届出証明書」を もらってください。すぐに 銀行や クレジット会社に キャッシュカードを なくしたことを 言って ください。

### (4) 物を なくしたとき・忘れたとき

すぐに 近くの 警察や 交番へ 行って ください。電車や バスで 物を なくしたとき、忘れたときは 駅で 働いている人(駅員)や 電車や バスの 会社に 聞いて ください。

物を ひろったときは 警察や 交番へ 持って 行って ください。3か月後まで それが 誰のものか わからない場合、ひろった人が もらうことが できます。